

令和7年度

「白河市訪問介護事業所緊急支援金」のご案内

白河市では、物価高や人件費の高騰、介護報酬の改定等の影響に対応し、市民の在宅生活に不可欠な訪問介護サービスを継続的に提供するため、緊急支援金を交付します。

1. 支援金事業の概要

■目的

物価高や人件費の高騰、および令和6年4月からの介護報酬減額改定の影響を受ける訪問介護事業所の経営を支援し、市民に必要な介護サービスが継続的に提供される体制を維持することを目的とします。

■対象期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに提供されたサービスを対象とします。

2. 支援対象

■対象となる事業者

以下の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- 令和7年9月時点で、白河市において訪問介護サービスを提供していること。
- 白河市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- 白河市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと。

■対象となるサービス

事業所の所在地から直線距離で5kmを超える地域に居住する白河市の被保険者に対して実施する、以下の訪問介護サービスが対象です。

- 介護報酬の支給対象となる「身体介護」「生活援助」
- 「通院等乗降介助」で、乗車地または降車地が対象地域内の被保険者のお住まいである場合

3. 支援金の額

■基本額

対象となるサービス 1回につき500円を交付します。

■加算措置

身体介護または生活援助のサービス回数が、令和7年9月のケアプランと比較して増加した場合（新規提供を含む）、増加した回数 1回につき3,500円を加算します。



〔算定例〕

令和 7 年 9 月のケアプラン
身体介護 週 2 回
(毎週火・金)
→ 月 9 回利用



令和 7 年 12 月のケアプラン
身体介護 週 3 回
(毎週月・水・金)
→ 月 14 回利用

支援金対象 500 円 × 14 回 = 7,000 円
加算対象 3,500 円 × 4 回 = 14,000 円
合計 23,000 円 が支援額となります。

※週単位でサービス提供回数の増加をカウントし、下記のような場合は
◎を 1 月分で加算対象としてください。

日	月	火	水	木	金	土
12/28	12/29○	12/30	12/31○	1/1	1/2 ◎	1/3

※○○サービス提供した日

4. 申請手続き

■申請期間

支援金の申請は、サービス提供期間に応じて下記の通り四半期ごとに受け付けます。

サービス提供期間	申請締切日
令和 7 年 10 月～12 月分	令和 8 年 1 月 15 日
令和 8 年 1 月～ 3 月分	令和 8 年 4 月 15 日

■提出書類

- 白河市訪問介護事業所緊急支援金交付申請書（第 1 号様式）
 - 白河市訪問介護事業所緊急支援金所要額内訳書（第 2 号様式）
- ※様式は市ホームページからダウンロードしてください。
※申請書に支援金の振込先口座をご記入ください。



■申請から交付までの流れ

- ① **申 請** : 上記の申請期間内に、市へ申請書類を提出してください。
↓
- ② **審査・決定** : 市で申請内容を審査し、交付を決定します。
↓
- ③ **通 知** : 市から交付決定通知書を送付します。
↓
- ④ **交 付** : ご指定の口座へ支援金を振り込みます。

【お問い合わせ】

白河市役所 高齢福祉課 介護保険係
Tel : 0248-28-5518